

第 26 回  
大阪市路上喫煙対策委員会  
資 料

平成29年2月3日

大阪市環境局

# 第26回路上喫煙対策委員会資料

## 目 次

### 1 路上喫煙対策に関する取組状況について

(1)路上喫煙対策のこれまでの取り組み .....	1
(2)過料処分件数 .....	2
(3)市内全域定点調査喫煙率(地点1~24) .....	3
(4)今年度の取り組みについて .....	5

### 2 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について

(1)「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動報告について(平成27年度) .....	7
(2)「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体アンケート結果について .....	10
(3)「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体の交流会について .....	14

### 3 加熱式たばこ(電子たばこ)について

(1)加熱式たばこ(電子たばこ)について .....	21
(2)他都市状況(政令指定都市)について .....	24

# 1 路上喫煙対策に関する取組状況について

## (1) 路上喫煙対策のこれまでの取り組み

- 平成18年度～ 路上喫煙対策事業開始  
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局  
(当時)協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙  
マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施。
- 平成19年4月1日 『大阪市路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成19年4月25日 『路上喫煙対策委員会』開催  
「路上喫煙禁止地区」の指定又は変更若しくは解除につい  
て、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項につい  
て調査審議。
- 平成19年7月4日 「路上喫煙禁止地区」指定  
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成19年10月1日 「路上喫煙禁止地区」における  
過料(1000円)徴収開始
- 平成20年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始  
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の  
防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援や  
協働し、地域社会にけるマナー意識を高め、安心、安全で  
快適なまちづくりを進める全国初の取り組み。
- 平成24年12月21日 『路上喫煙対策委員会』開催  
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(諮問)
- 平成25年6月11日 『路上喫煙対策委員会』から  
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(答申)
- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などと  
ともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。  
禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確  
保するという考え方を基本に検討・調整されたい。
- 平成26年6月24日 『第21回路上喫煙対策委員会』開催  
『新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について』  
(諮問)
- 平成26年10月17日 『路上喫煙対策委員会』から  
『新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について』  
(答申)
- 平成27年2月1日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始

# 1 路上喫煙対策に関する取組状況について

## (2) 過料処分件数

年 度	過料処分件数		
	御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺	都島区京橋地域 (平成27年2月～)	計
平成19年度 (10月～3月)	4,359		4,359
平成20年度	9,202		9,202
平成21年度	11,411		11,411
平成22年度	8,237		8,237
平成23年度	6,255		6,255
平成24年度	6,438		6,438
平成25年度	5,883		5,883
平成26年度	5,459	557	6,016
平成27年度	2,886	2,151	5,037
* (4～12月)	(2,298)	(1,730)	(4,028)
平成28年度 * (4～12月)	2,443	2,094	4,537
累 計	62,573	4,802	67,375

\* (4～12月) は、前年度の同時期との比較

# 1 路上喫煙対策に関する取組状況について

## (3) 市内全域定点調査喫煙率(地点1~24)

	番号	調査地点	路上喫煙率(%)									
			H18年度 3回分	H20 11.28	H21 11.18	H22 11.10	H23 11.16	H24 8.7	H25 8.6	H26 8.21	H27 9.29	H28 9.27
禁 止 地 区	3	淀屋橋交差点	1.31	0.04	0.10	0.09	0.04	0.04	0.10	0.04	0.02	0.04
	4	中央公会堂前交差点	2.99	1.38	0.90	0.61	0.57	0.29	0.32	0.17	0.16	0.34
	6	京阪京橋駅前連絡通路	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	0.04
	9	本町3丁目交差点	3.68	0.24	0.12	0.12	0.10	0.07	0.07	0.06	0.08	0.01
	10	新橋交差点	1.67	0.26	0.34	0.21	0.16	0.22	0.03	0.09	0.23	0.20
	14	地下鉄難波東口横断歩道	2.01	0.89	0.76	0.29	0.32	0.16	0.14	0.10	0.11	0.15
	15	南海難波駅北側三角地	7.05	0.29	0.56	0.42	0.56	0.79	0.51	0.61	-	0.79
	路上喫煙者数合計/通行者数合計			<b>2.57</b>	<b>0.38</b>	<b>0.41</b>	<b>0.23</b>	<b>0.23</b>	<b>0.22</b>	<b>0.20</b>	<b>0.16</b>	<b>0.08</b>
た ば こ 市 民 マ ナー 向 上 エ リ ア	1	大阪駅前東側横断歩道	1.18	0.38	0.28	0.51	0.13	0.25	0.16	0.09	0.08	0.13
	6	京阪京橋駅前連絡通路	0.23	0.12	0.67	0.40	0.22	0.29	0.13	0.02	-	-
	11	心齋橋筋・ヨーロッパ通交差点	0.49	0.34	0.36	0.24	0.24	0.16	0.14	0.11	0.06	0.08
	13	戎橋	0.72	0.44	1.30	0.26	0.14	0.10	0.08	0.09	0.18	0.03
	20	阪急十三駅前横断歩道	3.35	2.18	1.88	1.09	1.46	0.49	0.66	0.46	0.49	0.33
	路上喫煙者数合計/通行者数合計			<b>0.81</b>	<b>0.43</b>	<b>0.70</b>	<b>0.42</b>	<b>0.28</b>	<b>0.24</b>	<b>0.23</b>	<b>0.08</b>	<b>0.11</b>
上 記 以 外	2	桜橋交差点東側横断歩道	3.67	1.95	1.69	1.05	0.98	1.00	0.16	0.79	0.34	0.39
	5	天神橋筋商店街(JR天満橋)	1.82	0.72	1.14	0.84	0.92	0.77	0.56	0.42	0.26	0.20
	7	京橋京橋駅OBP連絡通路	0.50	0.32	0.11	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01
	8	JR福島駅前交差点	2.04	0.97	1.24	0.86	0.99	0.51	0.55	0.12	0.14	0.16
	12	谷町1丁目交差点	2.66	2.24	1.70	0.96	1.20	1.55	0.35	0.11	0.23	0.19
	16	上本町6丁目交差点	3.26	2.05	2.74	1.12	2.00	1.93	1.41	1.17	0.95	0.82
	17	地下鉄鶴橋駅横断歩道	2.47	1.46	1.23	2.31	1.29	1.43	0.18	0.58	0.18	0.17
	18	JR天王寺駅東口前横断歩道	2.51	1.59	1.14	0.89	2.09	0.42	0.25	0.19	0.39	0.62
	19	地下鉄恵比須町駅付近	2.81	1.80	3.01	2.09	2.33	1.37	1.51	0.48	0.70	1.30
	21	地下鉄新大阪駅西側歩道橋	1.50	0.89	0.40	0.15	0.10	0.12	0.01	0.09	0.01	0.02
	22	地下鉄千林大宮駅付近	1.48	0.50	0.19	0.40	0.16	0.67	0.00	0.15	0.30	0.30
	23	長居交差点	1.66	1.20	1.04	0.87	0.99	0.93	0.82	1.08	0.62	0.42
	24	堀川小学校周辺	4.37	3.31	3.74	3.95	-	2.92	2.76	2.01	1.89	1.52
路上喫煙者数合計/通行者数合計			<b>2.30</b>	<b>1.33</b>	<b>1.39</b>	<b>1.09</b>	<b>1.15</b>	<b>0.91</b>	<b>0.66</b>	<b>0.47</b>	<b>0.39</b>	<b>0.39</b>
路上喫煙者数総合計/通行者数総合計			<b>1.77</b>	<b>0.78</b>	<b>0.92</b>	<b>0.65</b>	<b>0.65</b>	<b>0.52</b>	<b>0.36</b>	<b>0.25</b>	<b>0.22</b>	<b>0.23</b>

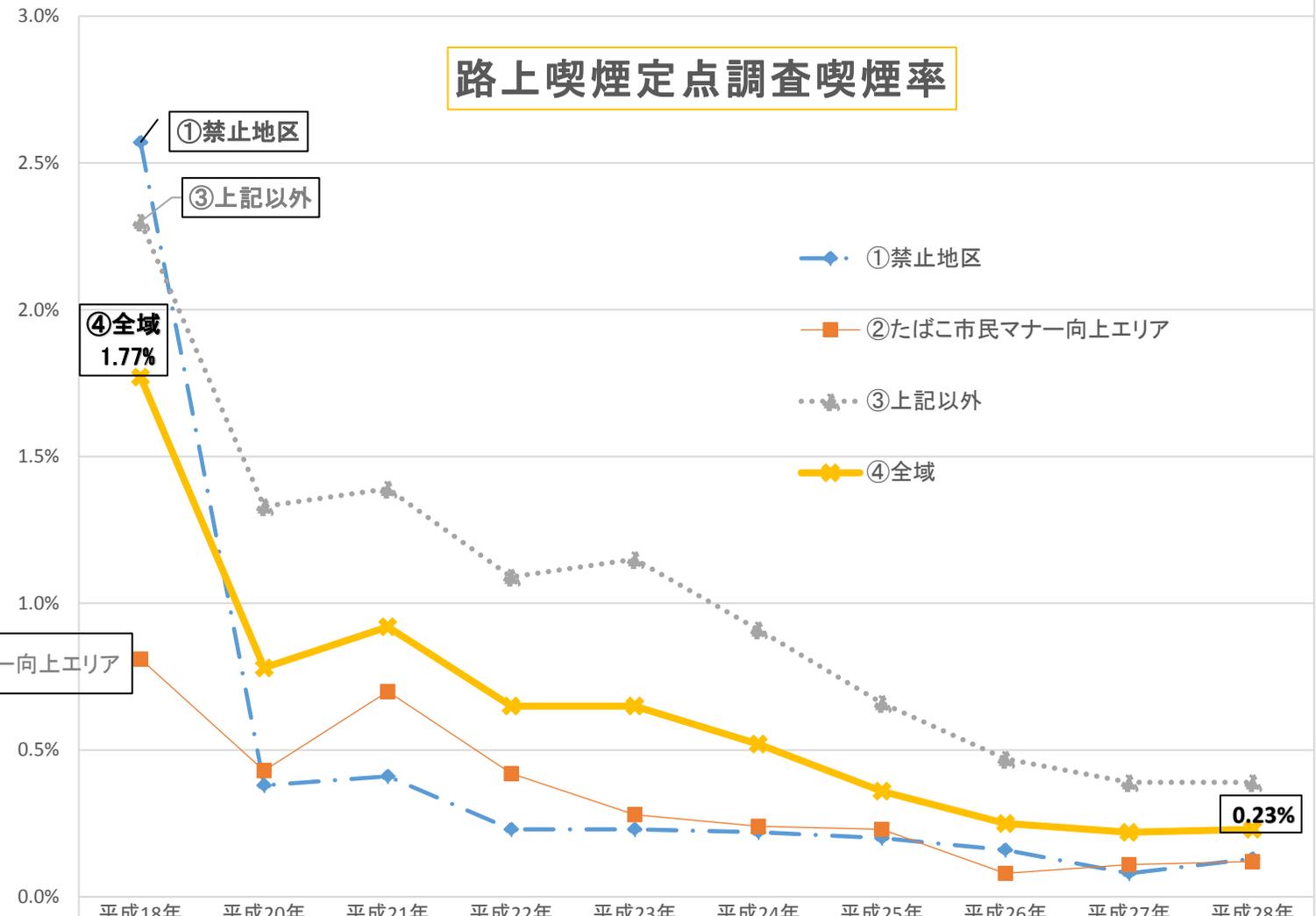
6 京阪京橋駅前連絡通路については、平成27年2月より禁止地区に指定されたため、禁止地区に変更している。

業者委託調査時間帯

朝 : 7:30~9:00 昼 : 14:30~16:00

正午 : 11:30~13:00 夕方 : 17:30~19:00

### 路上喫煙定点調査喫煙率



① 禁止地区	2.57%	0.38%	0.41%	0.23%	0.23%	0.22%	0.20%	0.16%	0.08%	0.13%
② たばこ市民マナー向上エリア	0.81%	0.43%	0.70%	0.42%	0.28%	0.24%	0.23%	0.08%	0.11%	0.12%
③ 上記以外	2.30%	1.33%	1.39%	1.09%	1.15%	0.91%	0.66%	0.47%	0.39%	0.39%
④ 全域	1.77%	0.78%	0.92%	0.65%	0.65%	0.52%	0.36%	0.25%	0.22%	0.23%

## 1 路上喫煙対策に関する取組状況について

### (4) 今年度の取り組みについて < 別添資料 参照 >

#### (ア) セレッソ大阪とのタイアップによる啓発活動【新規】

「セレッソ大阪と大阪市との連携協力に関する包括協定書」に基づき、路上喫煙啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や大型商業施設等に掲示した。また、セレッソ大阪選手が出演する啓発DVDを作成し、セレッソ大阪主催ゲーム（キンチョウスタジアム等）の試合前や大阪市役所等での放映を行った。（平成29年1月末まで）

ポスター配布先：大阪市役所	6部
各区役所及び関連施設	93部
環境局及び各環境事業センター	37部
大型商業施設	32部

#### (イ) 旅行者（外国人を含む）向け啓発記事掲載【新規】

大阪観光局と提携し、外国語ガイドブックへ啓発記事を掲載し、大阪府内の観光案内所・空港・大手宿泊施設・旅行会社（JTB、日本旅行等）及び韓国、中国、台湾の観光案内所等に配架している。

発行部数：英語	10万部
韓国語	9万部
中国語（2種類）	15万部

旅行ガイドブックに路上喫煙禁止地区記事を掲載し、全国の書店及びコンビニエンスストアにて販売、また大阪市の主要ホテル・観光案内所など60箇所以上で無料配布した。

発行部数：まっふる大阪	18万部
るるぶFree	8万部

インターネットによる「禁止地区」の啓発記事を海外向けに発信した。

大阪観光局が提供する大阪観光案内公式サイト

「OSAKA INFO」

関西地域振興財団が提供する関西情報のポータルサイト

「Kansai Window」

(ウ) たばこ市民マナー向上エリア関連【新規】

たばこ市民マナー向上エリア活動団体の活動状況を大阪市HP（アカンずきんのページ）に掲載した。

HP更新団体数：16団体 / 69団体

たばこ市民マナー向上エリア交流会

10月20日（木）にたばこ市民マナー向上エリア交流会を開催し、団体の事例報告、活動状況の報告、意見交換会等を実施した。

<本文P14参照>

交流会参加団体数：13団体 / 69団体

(エ) 新成人向けの啓発活動【新規】

新成人に対し、喫煙者と非喫煙者双方が、安全に安心して生活していくため成人式にて喫煙マナーの向上周知ビラを配付した（24行政区）

配布部数：18,100部

(オ) 路上喫煙禁止地区内の啓発看板・路面標示シート設置【拡充】

都島区京橋地域の路上喫煙禁止地区において違反件数が多い場所に12月7日より看板2基・路面標示シート4枚を新設した。

(カ) イベント等への参加による啓発活動【継続】

ごみ減量フェスティバル「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」にて、アカンずきんによる啓発活動・路上喫煙に関するアンケート・ティッシュの配布などを行った。

日本橋ストリートフェスタにて、アカンずきんによる啓発活動・ティッシュの配布などを行った。

OBPクリーンアップキャンペーンにて、アカンずきんによる啓発活動・ティッシュの配布などを行った。

## 2 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について

### (1)「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動報告について(平成27年度)

初度登録年	団体名	時期	活動内容
平成 20 年 度	1	淡路本町商店街振興組合	11月 1回 商店街にて啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置
	2	小松南商店会	4月 1回 商店会で交通安全とともに、ポスター掲出・啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置 7月 1回 七夕まつりイベントで啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置 11月 1回 あきない祭りにてポスター掲出・啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置 3月 1回 地域町おこしにて啓発活動(ティッシュ配布)
	3	上新庄南商店会	活動なし
	4	西淡路商店会	4,9月 計2回 商店街等にて、啓発活動(のぼり設置・ポスター掲出) 11,1,2月 ポスター張り替え 10月 1回 JR東淀川駅東口前で、啓発活動(ティッシュ配布) 12月 1回 ラジオ体操参加者に啓発活動(ティッシュ配布) 3月 2回 該当で啓発活動(ティッシュ配布) 通年 街路灯にのぼり掲出・ポスター掲出
	5	東淡路商店街振興組合	4~3月 計10回 商店街等にて、啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置 5,7,11月 計3回 清掃活動と合わせて、啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置 8月 1回 夏まつり会場で啓発活動(ティッシュ配布) 12月 1回 年末夜警にて啓発活動(ティッシュ配布)
	6	神津社会福祉協議会	月2回 計24回 街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
	7	西中島地域社会福祉協議会	9月 1回 街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
	8	大阪ターミナルビル株式会社	月2回 計24回 街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
	9	株式会社阪急阪神百貨店	4・8・10・1月 計4回 阪急百貨店、阪神百貨店、JR大阪駅前の歩道橋で啓発活動(ティッシュ配布)
	10	天神橋筋商店連合会	通年 啓発テープ放送 11月 1回 のぼり設置、啓発活動(ティッシュ配布)
	11	京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会	月2回程度 計23回 協議会環境浄化部会啓発活動とあわせてのぼり設置、啓発活動(ティッシュ配布)
	12	せんば心齋橋筋協同組合	通年 ポスター掲出 5月 1回 街頭で東警察署と一緒に啓発活動(ティッシュ配布) 月1回(第1火曜日) 御堂筋を中心に清掃活動 10月 1回 大阪マラソンクリーンアップに合わせて、清掃活動
	13	心齋橋筋北商店街振興組合	4・6・7・9・11・12月 計7回 街頭で啓発活動(ティッシュ・チラシ配布)
	14	心齋橋筋商店街振興組合	毎日 啓発テープ放送 毎日 パトロールに合わせて、啓発活動(呼びかけ) 通年(毎月曜日) 清掃活動、啓発活動(呼びかけ) 通年(毎金曜日) 「安心・安全」パトロールに合わせて、啓発活動(呼びかけ)
	15	戎橋筋商店街振興組合	月1回程度 計13回 街頭で啓発活動(ティッシュ配布) 5・10月 計4回 清掃活動
	16	法善寺こいさん通り商店会	通年 巡回に合わせて啓発活動(ティッシュ配布) 通年 各店舗のレジ前に啓発ティッシュを設置 12月 3回 街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
	17	南地中筋商店街振興組合	通年(第2・4木曜日) 清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布) 通年 南地中筋店舗前にティッシュ設置 7月 1回 南地中筋夏祭りイベントで啓発活動(ティッシュ配布) 1月 2回 なんなカウエルカムイベントで啓発活動(ティッシュ配布)

(1)「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動報告について(平成27年度)

初度登録年	団体名	時期	活動内容
平成20年度	18 難波センター街商店街振興組合	5・7・9・11・1・3月 計6回	各店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
		4月 1回	各店舗で啓発活動(ティッシュ・チラシ配布)
		1月 1回	宝恵駕行列で啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
		通年	掲示板等にポスター掲出
	19 千日前道具屋筋商店街振興組合	通年	街路灯にのぼり設置
		10～11月	道具屋筋まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 1回	新春道具屋市で啓発活動(ティッシュ配布)
	20 大阪ビジネスパーク協議会	5月 1回	OBP西エリアの清掃・啓発活動(ティッシュ配布)
10・12・3月 計3回		OBP全エリアの清掃・啓発活動(ティッシュ配布)	
21 なんさん通り商店会		活動なし	
22 NSCC(なんば駅周辺環境浄化協議会)	月1回 計12回	高島屋周辺等の清掃活動・啓発活動(ピラ・ティッシュ配布)	
23 TACL(タックル)	月1回程度 計11回	啓発活動(ティッシュ配布)	
24 ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン	通年(毎土曜日)	喫煙所を中心に周辺も清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)	
平成21年度	25 此花区まちづくり会議	毎月(第1日曜日)	毎月の一斉清掃に合わせて啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
	26 大阪南料飲観光協会	10月 1回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
	27 道頓堀商店会		活動なし
	28 宗右衛門町商店街振興組合		活動なし
	29 道頓堀商店連盟・道頓堀一丁目東櫓振興町会	通年	各店頭・掲示板等にポスター・のぼり掲出
		第1・第3水曜日	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
	30 御堂筋・長堀21世紀の会	月1回 計12回	清掃活動に合わせて啓発活動
	31 久左衛門振興町会	8月	各店頭・掲示板等にポスター・のぼり掲出
		8月	啓発活動(ティッシュ配布)
		12月	町内イベントにて啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
	32 西区勅連合振興町会(クリーン勅)	5・11月 計2回	信濃橋交差点にて啓発活動(のぼり掲出、ティッシュ配布)
	33 三泉商店街振興組合	5・7・9・11・1・3月 計6回	アルミ缶の回収イベント時に啓発活動(ティッシュ配布)
	34 大阪南部たばこ商業協同組合	月1回程度 計11回	街頭で啓発活動(ティッシュ等配布)
	35 日本橋筋商店街振興組合	5・7・1月 3回	安心・安全まちづくり活動内にて啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
		3月 1回	日本橋ストリートフェスタで啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
	36 生野たばこ会	月1回程度 計10回	街頭で清掃活動・啓発活動(のぼり掲出、ティッシュ配布)
	37 成育女性会	月1回程度 計11回	京阪野江駅周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
		4・5・6・7・8・12 計6回	ふれあい喫茶で啓発活動(ティッシュ配布)
	38 阪南連合振興町会	6月 2回	地下鉄西田辺駅周辺で啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
		12月 1回	ふれあいクリスマス会で啓発活動(ティッシュ配布)
39 長池連合振興町会	6・10月 計2回	啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)	
40 駒川駅前商店街振興組合	12月 1回	田辺大根祭で啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)	
41 長吉中央商店街振興組合	7月 計6日間	大売出し抽選会場で啓発活動(ティッシュ配布、ポスター・のぼり掲出)	
	12月 計6日間	歳末大売出し抽選会場で啓発活動(ティッシュ配布ポスター・のぼり掲出)	
平成22年度	42 豊崎東地域ネットワーク委員会 きらら	月1回程度 計8回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
	43 野田阪神本通商店会	5月 1回	商店街総会にて啓発活動(ティッシュ等配布)
		7月 1回	中元売り出し期間中に啓発活動(ティッシュ等配布)
		8月 1回	商店街夜市で啓発活動(ティッシュ等配布)
		11月 1回	商店街イベントで啓発活動(ティッシュ等配布)
12月		商店街歳末売出しイベントで啓発活動(ティッシュ等配布)	

(1)「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動報告について(平成27年度)

初度登録年	団体名	時期	活動内容	
平成22年度	44	吉野コミュニティセンター	8月 1回	納涼盆踊り大会で啓発キャンペーン(のぼり掲出、ティッシュ配布)
	45	西区西たばこ会	5・6・1・3月 計4回	九条駅周辺で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
			10月 1回	区民体育祭会場内で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
			11月 1回	区民まつり土佐公園会場で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
	46	八幡屋商店街振興組合	6月 計1回	弁天町駅周辺の啓発活動(ティッシュ配布)
			9月 計1回	朝潮橋駅周辺の啓発活動(ティッシュ配布)
			11月 計1回	大阪港駅周辺の啓発活動(ティッシュ配布)
	47	通天閣本通商店街振興組合	5月 計2回	商店街各店舗にて啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
	48	柏里本通商店街振興組合	4・5・11・3月 計5回	街頭で啓発活動(のぼり掲出ティッシュ等配布)
			4・6・7・9・10・1・2・3月 計9回	清掃活動(のぼり、ポスター掲出)
	49	新大阪アメニティ・ソサエティ	月1回程度 計10回	新大阪駅北側周辺の清掃活動・啓発活動(ポスター掲出・ティッシュ配布)
	50	大成社会福祉協議会	月2回程度 計22回	千日前通～今里ロータリーを中心に啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
	51	今里社会福祉協議会	月1回程度 計9回	今里ロータリー周辺で啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
	52	神路社会福祉協議会	7月 1回	神路ふれあい夏祭りで啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
	53	深江連合振興町会	月1回程度 計9回	地下鉄新深江橋駅前等で啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
	54	片江連合町会	月1回程度 計11回	新深江駅前～大今里6丁目交差点で啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
			月1回程度 計8回	今里駅前、今里ロータリーより今橋大橋まで啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
			4・7・10・2月 計5回	大今里1丁目交差点～6丁目まで啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
	55	旭通り商店会	6・10月 計3回	城北公園フェアで啓発活動(のぼり・ポスター掲出ティッシュ配布)
			8月 1回	旭区民まつりで啓発活動(のぼり・ポスター掲出ティッシュ配布)
56	新森商店会	4・9・2月 3回	森小路駅前で啓発活動(のぼり・ポスター掲出ティッシュ配布)	
57	駒川オレンジ通り商店会	10月 2回	各店舗及び抽選会場前で啓発活動(ティッシュ配布)	
58	弘治地域まちづくり研究会	5月 1回	清掃活動で啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)	
		10月 1回	大阪マラソンで啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)	
		3月 1回	交通キャンペーンで啓発活動(ティッシュ配布)	
平成23年度	59	北梅田地区まちづくり協議会	4・6・7・10・1月 計5回	茶屋町にて啓発活動(ティッシュ配布)
	60	「学生の街 相川」マナー向上委員会。	月1回程度 計8回	阪急・相川駅前で啓発活動(ティッシュ配布・啓発テープ放送)
			4・7・11・2月委員会開催	委員会の開催(4回)、相川町内会、大学成蹊「大学祭」で啓発活動
	61	大阪市鶴見区商店会連盟	計2回	店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
	62	城北商店街、赤川商店会、赤三商栄会	4月 計1回	選挙日にて啓発活動(のぼり・ポスター掲出ティッシュ配布)
			7月 計1回	夏祭りにて啓発活動(のぼり・ポスター掲出ティッシュ配布)
			8月 計1回	区民まつりにて啓発活動(のぼり・ポスター掲出ティッシュ配布)
	63	今市商店街振興組合		活動なし
	64	天王寺たばこ会	6・7・9・10月 計4回	街頭で啓発活動(のぼり・ポスター掲出ティッシュ配布)
	65	NPO法人 不要入れ歯回収サービスセンター	4・7・3月 計4回	天満橋京阪モールで啓発活動(ティッシュ配布)
10月 計3回			地下鉄谷町4丁目駅付近で啓発活動(ティッシュ配布)	
66	加賀屋商業協同組合	4・5・6・7・10・12月 計8回	各イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)	
67	地下鉄あびこ中央商店街振興組合	7・12・2月 計16回	抽選会にて啓発活動(ティッシュ配布)	
68	ゆめまちロードOSAKAあべの	7・10・3月 計3回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)	
平成25年度	69	鶴橋商店街振興組合	月1回 計12回	JR鶴橋駅中央口周辺で啓発活動(のぼり・ポスター掲出ティッシュ配布)
平成27年度	70	姫島駅前センター街	6月 計1回	阪神姫島駅前にて啓発活動

## 2 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について

### (2) たばこ市民マナー向上エリア活動団体アンケート結果について

#### アンケート方法

- 対 象 たばこ市民マナーエリア活動団体 70 団体  
連 絡 環境事業センターより持参(送付)、郵送(返送)  
期 間 平成 27 年 7 月 15 日～平成 27 年 9 月 15 日

#### アンケート回答率

- ・ 70 団体 / 70 団体中 (100%)

#### アンケート結果

##### 会員数

- ・ 10 人～ 49 人 30 団体  
・ 50 人～ 99 人 13 団体  
・ 100 人～ 14 団体  
・ その他(団体数で回答) 13 団体  
・ 男女比 男：女 46：54

##### NPO 法人格

- ・ 法人格取得 2 団体

##### 団体の設立年数

- ・ 1 年～ 10 年 20 団体  
・ 11 年～ 50 年 34 団体  
・ 51 年～ 16 団体

##### 主な活動

- ・ 啓発ティッシュの配布  
・ のぼりの掲出  
・ イベント時に啓発

##### 活動内容について、ホームページや 広報誌に掲載を希望するか

- ・ する 11 団体 (16%)

##### 他団体との交流

- ・ 希望する 15 団体 (21%)

##### 意見交換会があれば出席を希望するか

- ・ 希望する 20 団体 (29%)

～ については、路上喫煙対策  
委員会のご意見などを踏まえて、  
平成 28 年度新たに実施した事項

啓発物品について(抜粋)

- ・ たすき、マスク、携帯灰皿がよい
- ・ 各地域のオリジナルのものを制作してほしい
- ・ 子どもが書いた絵をデザインに使用すればよい

困っていること(抜粋)

- ・ 高齢化が進み、会員数が減少
- ・ 新しい参加者が増えない
- ・ 罰則規定がないため、注意ができない
- ・ 地域外から入ってくる人の認識がない

効果的な取組み、またはうまくいっている事例(抜粋)

- ・ 町内会、商店会と学校がスクラムを組んで取組んでいる
- ・ 路上に灰皿を設置すればポイ捨てが少なくなると思う

大阪市に期待する内容(抜粋)

- ・ 条例の認知度を高めるよう情報発信
- ・ 地域の活動をアピールしてほしい
- ・ 喫煙設備を増設
- ・ 定期的なパトロール
- ・ 外国人への対応
- ・ 標示
- ・ 各区との連携

その他(抜粋)

- ・ 小さなサイズのポスターもほしい
- ・ 喫煙スペースがなくなり、道路で喫煙する人が多い

たばこ市民マナーエリア団体 アンケート

団体名( )

次の質問について、ご記入ください。

貴団体の会員数は何人ですか？ 男女別にお答えください。

\_\_\_ 人(男性\_\_\_ 人、女性\_\_\_ 人)

貴団体のNPO法人格を取得していますか。(どちらかに をつけてください)

取得している 取得していない

貴団体は設置されておおよそ何年になりますか。

\_\_\_ 年

たばこマナーエリア活動の中で主な活動をご記入ください

( )

活動内容について、ホームページや広報誌に掲載を希望しますか？

(どちらかに をつけてください)

希望する 希望しない

他のマナーエリア団体との交流を希望しますか (どちらかに をつけてください)

希望する 希望しない

他のマナーエリア団体との意見交換会があれば、出席を希望しますか

(どちらかに をつけてください)

希望する 希望しない

啓発物品について、ご意見がありましたらご記入ください。

( )

裏面に続きます

活動するにあたり、困っていることがあればご記入ください。

[ ]

市民の喫煙マナー向上について、どのような取り組みが効果的と思われますか？  
また、貴団体の取り組みでうまくいっている事例などがありましたらご記入ください。

[ ]

路上喫煙防止について、大阪市に期待される内容について、ご記入ください。

[ ]

その他、ご意見がありましたら、ご記入ください。

[ ]

## 2 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について

### (3) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体の交流会について

大阪市では、市内で活動されている「たばこ市民マナー向上エリア」の活動団体の交流を深め、今後の活動の参考にしていただくために、今年度より、各団体が意見交換や事例発表していただけるように交流会を実施しました。

#### 開催日時及び開催場所

- ・平成28年10月20日（木） 14：00～
- ・大阪市環境局第1会議室（大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階）

#### 交流会

今回、初めて開催した交流会が平日であったにもかかわらず13団体もの参加がありました。交流会では、各団体の平成27年度の活動報告やスクリーン上で、今年度ホームページに掲載した活動団体の活動状況を紹介しました。特に「豊崎東地域ネットワークきらら」の事例発表では、ポケットティッシュに独自で作成した啓発用ラベルを差し込むなどの工夫をされていたり、エリア内の企業にポケットティッシュを配置してもらえるよう訪問されるなど熱心な取り組みを紹介していただきました。

#### 議題

- ・たばこマナー向上エリア団体の活動状況について（報告）
- ・たばこマナー向上エリア団体のホームページ紹介
- ・たばこマナー向上エリア団体からの事例報告（1団体）  
豊崎東地域ネットワーク委員会（豊崎東地域ネットワークきらら）

#### 【質疑応答】

- ・「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる意見交換について
- ・アンケート実施

#### 交流会場の様子



## 豊崎東地域ネットワーク きららⅡ



- きららⅡ の みなさん

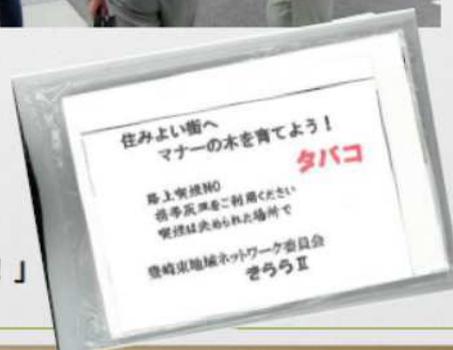


- 啓発ティッシュの配布



天六交差点で、きららⅡ独自の  
標語を入れた啓発ティッシュを配布

平成28年8月時点では、  
「住みよい街へ マナーの木を育てよう！」



• 清掃活動



路上喫煙防止のたすきをかけて吸い殻清掃



• 清掃活動



## 質疑応答

Q 1

Q：啓発物品のポケットティッシュのデザインが数年間同じなので見直してほしい。

A：予算を含めて今後検討していきます。

Q 2

Q：今後も交流会を開催していくのか？

A：年に1回程度は開催を予定しています。

Q 3

Q：御堂筋と心斎橋筋の路地裏にはポイ捨てが多い。

A：地域を所管する環境事業センターとも協働して啓発活動に努めます。

Q 4

Q：活動団体が実施している啓発活動に路上喫煙防止指導員にも参加してもらうことはできないか？

A：路上喫煙防止指導員の主な業務は禁止区域における巡回、指導であるが、今後はPR・啓発活動などの効果も考慮に入れ検討していきます。

## たばこ市民マナー向上エリア団体交流会アンケート集計結果

### 1. アンケート方法

対 象 たばこ市民マナー向上エリア団体交流会参加団体 13 団体  
(参加者 21 名中 20 名回答)  
調査日 平成 28 年 10 月 20 日 (木)

### 2. アンケート結果

本日の交流会で良かった議題がありましたらご記入ください。(複数回答可)

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| ・ たばこ市民マナー向上エリア団体の事例発表     | 12 名 |
| ・ たばこ市民マナー向上エリア制度にかかる意見交換  | 9 名  |
| ・ たばこ市民マナー向上エリア団体の活動状況     | 6 名  |
| ・ たばこ市民マナー向上エリア団体のホームページ紹介 | 6 名  |
| ・ 特になし                     | 1 名  |

今後の交流会で取り上げてほしい議題がありましたらお書きください。

- ・ 海外の先進都市の取組事例の紹介
- ・ 各地域の取組状況の事例発表
- ・ 過料の今後の方針について

本交流会でお気づきの点がございましたら、ご自由にお書きください。

- ・ 過料で徴収したお金はたばこ禁止の方で使ってほしい。
- ・ 他の団体の活動を聞かせてもらって参考になった所が多くあり有意義な時間でした。
- ・ 路上喫煙者に対して、きつく注意をしたらとの意見があったが、自分自身はそういう行いに対しては反対である。
- ・ 色々な方のご意見が聞けて大変有意義でした。
- ・ 禁煙に加え、分煙も検討すべき。禁煙 喫煙所の設置の補助金等の検討はいかがか。マナー地区を示す表示・掲示(例)道路面のシール
- ・ 過料場所をもっと増やしたらいいと思います。

新型たばこ（電子たばこ）についてご存じですか、また、街で見かけられたことはありますか？（複数回答可）

- ・ 知っている。 11名
- ・ 街で見かけたこともある。 4名
- （「知っている。」と「街で見かけたこともある。」に回答された方2名含む）
- ・ 全く知らない。 7名

火を使わず副流煙もほとんど出ない新型たばこ（電子たばこ）であれば、路上喫煙をしても構わないと思いますか。

- ・ 思う。 4名
- ・ 思わない。 13名
- ・ その他 2名

無規制では問題があるかと思えます。

区別が困難。

【「思う。」に回答された方のご意見として】

但し、火傷になる高熱部位がなく、廃棄するものが生じないことを前提条件に。

## たばこ市民マナー向上エリア団体交流会に関するアンケート

貴団体名 ( )

今回、「たばこ市民マナー向上エリア団体交流会」にご参加くださいますとありがとうございます。今後の参考としますので、アンケートにご協力をよろしくお願いいたします。

### 【交流会】

本日の交流会で良かった議題がありましたらご記入ください。(複数回答 可)

1. たばこ市民マナー向上エリア団体の活動状況
2. たばこ市民マナー向上エリア団体のホームページ紹介
3. たばこ市民マナー向上エリア団体の事例発表
4. たばこ市民マナー向上エリア制度にかかる意見交換
5. 特になし

今後の交流会で取り上げてほしい議題がありましたらお書きください。

( )

本交流会でお気づきの点がございましたら、ご自由にお書きください。

( )

### 【新型たばこ】

新型たばこ(電子たばこ)についてご存じですか、また、街で見かけられたことはありますか?(複数回答 可)

1. 知っている
2. 街で見かけたこともある。
3. 全く知らない

火を使わず副流煙もほとんど出ない新型たばこ(電子たばこ)であれば、路上喫煙をしても構わないと思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. その他 ( )

ご協力どうもありがとうございました。

### 3 加熱式たばこ（電子たばこ）について

#### （１）加熱式たばこ（電子たばこ）について

##### 加熱式たばことは

たばこ葉を燃やさずに、加熱して蒸気を発生させるたばこ製品

- ・専用の充電式デバイス（電化製品）を使用する
- ・燃焼による煙ではなく、加熱によって発生する蒸気（ペーパー）を吸引する

##### 電子たばことは

- ・カートリッジ内の溶液を発熱体で霧状化させる
- ・様々なバリエーションで展開されている
- ・溶液にはニコチンが含まれる場合と含まれない場合があるが、日本で販売される電子たばこはニコチンなしのものとなっている

日本国内においてはニコチンを含む電子たばこは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」の規制対象となり、薬事法に基づく承認（有効性や安全性などの確認）が必要だが、これまで国内で承認された製品はない

##### 電子たばこと加熱式たばこの違い

- ・加熱式たばこはたばこ葉を使用しており、たばこ事業法上の「製造たばこ」に該当する
- ・一方、電子たばこは、たばこ葉を使用しておらず、香料等を含む溶液を加熱するものであり、たばこ事業法上の「製造たばこ」には該当しない

（別添資料 - 1 アイコス（フィリップモリスジャパン株式会社）資料引用）

発売元	フィリップモリス ジャパン株式会社	日本たばこ産業株式会社		ブリティッシュ・アメリカン ・タバコ・ジャパン合同会社
製品名	アイコス	プルーム	プルーム・テック	グロー
初発売日	2014年11月	2013年12月	2016年3月	2016年12月
発売場所	名古屋市	東京都(3店舗)	福岡市	仙台市
備考	2015年9月	2016年2月に出荷を 終了		
	北海道、宮城県、千葉県、 埼玉県、神奈川県、東京都、 愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、広島県、福岡県			

それぞれの製品につきましては、販売場所以外でもインターネットで購入が可能です。

【各メーカーからの資料提供】

アイコス(フィリップモリスジャパン株式会社)

別添資料 - 1

プルーム・テック(日本たばこ産業株式会社)

別添資料 - 2

グロー(ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社)

別添資料 - 3

## 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 【抜粋】

(定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等(機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。)でないもの(医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの(医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。)

## たばこ事業法【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、**製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売**の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ タバコ属の植物をいう。
- 二 葉たばこ たばこの葉をいう。
- 三 **製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。**

### 3 加熱式たばこ（電子たばこ）について

#### （２）他都市状況（政令指定都市）について

路上喫煙（電子たばこ等）に関する条例の運用について、政令指定都市20都市を対象に平成28年8月に調査した結果概要

設問1	路上喫煙に関する条例を制定していますか？	
	・ 制定している	20
	・ 制定していない	0
設問2	当該条例について、罰則を設けていますか？	
	・ 設けている	18
	・ 設けていない	2
設問3	（設問2で条例を設けている18都市で）電子たばこによる喫煙については、現行の条例で処分の対象としていますか？	
	・ 対象としている。	2
	・ 対象としているが啓発のみ行っている。	1
	・ 対象としていない。	15
設問4	（設問3にて電子たばこを対象または啓発のみを行っている3都市で）電子たばこによる喫煙については、現行の条例の改正を行いましたか？	
	・ 条例を改正した。	0
	・ 条例を改正していない。	3
設問5	（設問3で電子たばこを対象としていない15都市で）今後、電子たばこについて過料徴収をしていく予定はありますか？	
	・ 予定している	0
	・ 現段階では予定していないが、他都市の動向を見ながら検討していく。	15

### 紙巻きたばこと加熱式たばこ(電子たばこ)の比較

条例の骨子	安心・安全	まちの美化	健康
	(火傷・火事)	(ポイ捨て)	(副流煙)
紙巻きたばこ		(吸い殻)	(煙)
加熱式たばこ	×	(カートリッジ)	(蒸気)

関係法令
たばこ事業法

別添資料

1 路上喫煙対策に関する取組状況について

(4)今年度の取り組みについて

(ア)～(オ)



# 1 路上喫煙対策に関する取組状況について

## (4) 今年度の取り組みについて

### (ア) セレッソ大阪大阪とのタイアップによる啓発活動

【キンチョウスタジアムでの動画映像】



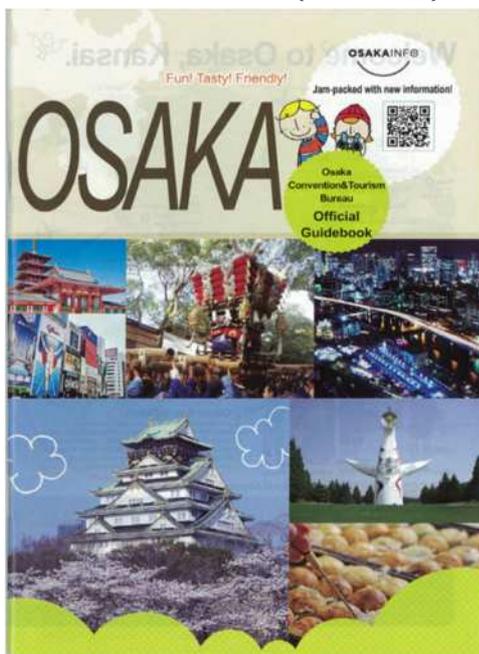
【路上喫煙啓発ポスター】



### (イ) 旅行者（外国人を含む）向け啓発記事掲載

外国語【英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語】ガイドブック（A5版）へ「路上喫煙禁止地区」の啓発記事掲載

【ガイドブック 表紙（英語表記）】



←英語表記以外にも

中国語（簡体字・繁体字）、韓国語で作成  
ガイドブック下段に記事を掲載

【掲載記事（英語表記）】



旅行ガイドブック(るるぶ大阪) A B判(ワイド判)へ記事掲載

【るるぶ大阪 表紙 AB判】



【掲載記事】



見開きの左ページの端  
1/3に掲載

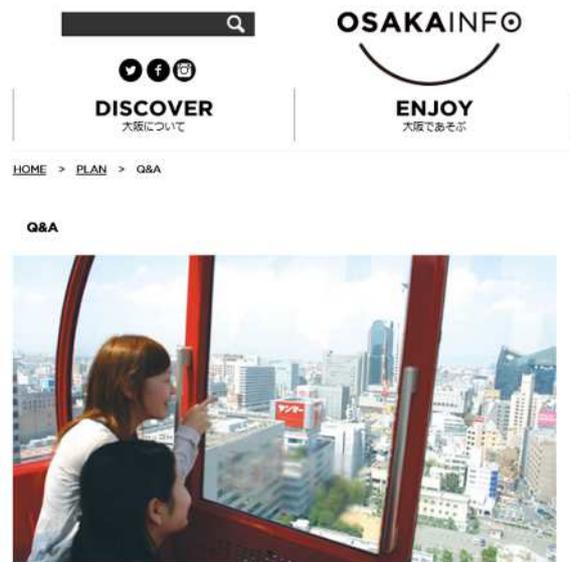


インターネットによる「禁止地区」の啓発記事を海外向けに発信

大阪観光局が提供する大阪観光案内公式サイト「OSAKA INFO」

【サイト内「大阪に行く前に」で紹介】

【大阪市環境局ホームページとリンク】



大阪について、よくある質問をまとめました。

Q: 路上喫煙しても大丈夫?

A: 大阪市では路上喫煙の防止に取り組んでいます。「路上喫煙禁止地区」での違反者に対して、1,000円の過料が科せられます。

他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙をしないように努めてください。

クリック





(オ) 路上喫煙禁止地区内の啓発看板・路面標示シート設置

【御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺】

看板(大)



看板(小)



路面標示タイル



看板等の設置数

看板(大)	34
看板(小)	1
路面標示シート	27
路面標示タイル	118

【京橋地域】

看板(大)



看板(小)



路面標示シート

御堂筋及び市役所・中央公会堂  
周辺及び京橋地域と同じ仕様



	既存	追加分	合計
看板(大)	8		8
看板(小)	1	2	3
路面標示シート	54	4	58